明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　一
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　六
〔告　示〕
○商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社堂島取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の処分をした件（農林水産・経済産業三）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七
特殊法人等
国立大学法人岡山大学参加者事前確認公募、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

省　令

○厚生労働省令第百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十六条第三項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第三項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十三日

厚生労働大臣　武見　敬三

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条・第一条の二） 第一章の二　保険者 第一節　通則（第一条の三・第二条） 第二節　（略） 第二章～第八章　（略） 附則	目次 第一章　総則（第一条） 第一章の二　保険者 第一節　通則（第一条の二・第二条） 第二節　（略） 第二章～第八章　（略） 附則
（法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法） **第一条の二**　法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。	（新設）
第一章の二　保険者 **第一節**　通則	**第一章の二**　保険者 **第一節**　通則
（選択） **第一条の三**　（略） （法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等） **第百五十八条の七**　法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（第一条の三第二項に規定する選択をした場合にあっては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとする。	（選択） **第一条の二**　（略） （法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等） **第百五十八条の七**　法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（第一条の二第二項に規定する選択をした場合にあっては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとする。